区民委員会議案説明資料

令和5年6月27日

件	名		頁
1	第46号議案	足立区特別区税条例の一部を改正する条例・・・・・・	2

(区 民 部)

第46号議案説明資料

令和5年6月27日

件 名 足立区特別区税条例の一部を改正する条例 所管部課名 区民部 課税課 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。 1 主な改正の概要(詳細は別紙・新旧対照表のとおり)(1)特別区民税 ア 森林環境税の導入に伴う規定整備温室効果ガス排出削減を災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から森林環境税(国税)が導力され、個人住民税均等割と併せて年額1,000円を微収する。なお、住民税均等割に年額1,000円を加算して微収していた復興税は今まる事態で廃止となる。 【改正前後の比較】 (令和5年度で終了)復興税 (令和6年度以降)森林環境税 (区民税均等割と併せて微度)以立れる額)税の種類 地方税(区民税:500円、都民税500円)
地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等が公布・施行さったことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。 1 主な改正の概要(詳細は別紙・新旧対照表のとおり) (1)特別区民税 ア 森林環境税の導入に伴う規定整備 温室効果ガス排出削減や災害防止を図るための森林整備等に必要な地大財源を安定的に確保するため、令和6年度から森林環境税(国税)が導力され、個人住民税均等割と併せて年額1,000円を徴収する。なお、住民税均等割に年額1,000円を加算して徴収していた復興税は合っち年度で廃止となる。 【改正前後の比較】 改正前 (令和5年度で終了)復興税 (令和6年度以降) 森林環境税 (住民税均等割と併せて徴収される額) 税の種類 地方税 (区民税:500円、都民税500円)
たことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。 1 主な改正の概要(詳細は別紙・新旧対照表のとおり) (1)特別区民税 ア 森林環境税の導入に伴う規定整備 温室効果ガス排出削減や災害防止を図るための森林整備等に必要な地力 財源を安定的に確保するため、令和6年度から森林環境税(国税)が導力 され、個人住民税均等割と併せて年額1,000円を徴収する。 なお、住民税均等割に年額1,000円を加算して徴収していた復興税は令ま 5年度で廃止となる。 【改正前後の比較】 改正前 (令和5年度で終了) 復興税 区民負担額 (住民税均等割と併せて徴収される額) 機の種類 地方税 (区民税:500円、都民税500円) 国税 国税
歳入 178,280千円 (区民税分の令和4年度 決算見込額) 国税のため区の歳入なし。 森林環境譲与税(令和元年度から 譲与開始)として別途国から区へ 譲与される。 (令和4年度森林環境譲与税決 算見込額:73,282千円)

(2) 軽自動車税

ア 種別割のグリーン化特例*1の見直し

グリーン化特例の適用期限を3年間延長(令和5年4月1日~令和8年3月31日取得分までを対象)する。ただし、以下のとおり特例の対象を 段階的に電気自動車等に限定していく。

- (ア) 営業用乗用車のうち、ガソリン車 (ハイブリッド車含む) で50%軽減に 該当する車種は、以後特例の延長をしない(下表②)。
- (イ)営業用乗用車のうち、ガソリン車(ハイブリッド車含む)で25%軽減に に該当する車種については延長期間を2年間とする(下表③)。

なお、自家用車の軽減については、既に令和3年度取得分以降は電気自動車等のみを特例の対象としている(下表①に該当)。

※1 より燃費性能等の優れた自動車の普及促進のため、新車に係る翌年度の種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を20%重くする制度。

【改正による延長内容】

	対象車	特例割合
1	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然	
	ガス自動車	
	→令和7年度取得分まで延長	
2	2030 年度基準 90%達成(営業用乗用車のみ)	
	→令和7年度取得分まで延長し、以後延長しない。	
3	2030 年度基準 70%達成(営業用乗用車のみ)	
	→令和6年度取得分まで延長し、以後延長しない。	

イ 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化 不正を行ったメーカーが負う、納付不足額に加算する割合を10%から 35%に引き上げる。

2 施行年月日

- (1) 公布の日
 - 種別割のグリーン化特例の見直し
- (2) 令和6年1月1日 森林環境税の導入による規定整備 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化
- (3) 令和7年1月1日 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

○足立区特別区税条例

○足立区特別区税条例

昭和39年12月25日条例第59号

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

|第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申||第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申| 告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配 当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された 場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式 等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課 された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を 乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の 額から控除する。

ことができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかった 金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、 同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を環付し、 又は

当該納税義務者の同項の申告書に係

昭和39年12月25日条例第59号

る年度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し

、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する

除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配 当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された 場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式 等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課 された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を 乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の 額から控除する。

改正後

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除する 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ とができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金 額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、 同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後 段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係 る年度分の個人の都民税、個人の区民税若しくは森林環境税を納付し、若 しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若 しくは納入する。
- 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控 除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

- 第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、区長に提出しなければならない。
 - (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
 - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1000万円以下であるものに限 る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及 び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金 額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
 - (3) 扶養親族の氏名
 - (4) その他施行規則で定める事項

|2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給|3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給| 与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書

与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書

- 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、区長に提出しなければならない。
- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1000万円以下であるものに限 る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及 び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金 額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を 経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前 |年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2 第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定に よる申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後 に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、 |給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2| 第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前 頃又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができ
- に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3 に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3

の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容そ の他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由し て、区長に提出しなければならない。

- |3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出|4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出 理された日に区長に提出されたものとみなす。
- の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- |5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、|6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法)

- |第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5又は第36条の5||第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5又は第36条の5| の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法に よつて徴収する。
- て賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

改正後

の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容そ の他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由し て、区長に提出しなければならない。

- の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受 理された日に区長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由 すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2 すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2 の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
 - 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法等)

- の規定により、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法に より 徴収する。
- 2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せ2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、及び徴収する場合に併せ て賦課し、及び徴収する。
 - 3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合 に併せて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

|第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の||第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の|

個人の都民税額の合算額 (第35条第1項又は 区民税額及び 第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法 によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の 納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合に あつては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来 する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

|第32条 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において||第32条 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において| 給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けてい│給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けてい る者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが る者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが 著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得 者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所 得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法に

よつて徴収する。

- (1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払 を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受 ける者
- 以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収 る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収 する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割 額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限 りでない。
- 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割

改正後

区民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額(第35条第1項又は 第35条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法 により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の 納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定により 徴収する場合に あつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後に到来 する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

- 著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得 者」という。) である場合には 、当該納税義務者の前年中の給与所 得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税 額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法に より 徴収する。
- (1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払 を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受 ける者
- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得 以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係 する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割 額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限 りでない。
 - 額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与 額を特別徴収の方法により 徴収することとなつた後において、当該給与

所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別 徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が 生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつ た場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別 徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ 特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。

改正前

- 金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の 規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給 与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。
- 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を 徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通 じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受け なくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌 年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別 徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があると きは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい 旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するも のとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別 徴収の方法によつて徴収することが困難であると区長が認めるときは、こ の限りでない。

所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別 徴収の方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が 生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつ た場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別 徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ 特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。

- 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であ4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であ り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年 り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年 金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の 規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給 与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。
 - 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を 徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通 じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受け なくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌 年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別 徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があると きは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい 旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するも のとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別 徴収の方法により 徴収することが困難であると区長が認めるときは、こ の限りでない。

改正後

特別徴収の方法によつて区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の6 初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受 けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の 月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出 があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの 間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日 までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当 する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに 当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったと きにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴 収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式

又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入 書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- |第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所 得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなっ た場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金 額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった 日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合においてはそれぞ れの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合において は直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴 収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入 された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得 に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税

特別徴収の方法により 区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の 初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受 けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の 月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出 があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの 間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日 までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当 する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに 当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったと きにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴 収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

|第34条||前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、|第34条||前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、 その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様 式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入 書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなつ た場合には 、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金 額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた 日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合には それぞ れの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入 された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得 に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税

額がない場合を含む。) において当該納税者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金 給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節にお いて同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ つて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げる ものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税

義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によっ て徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下 この条及び第35条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下こ の節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初 日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等 年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴 収する。

- (1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の 区市町村の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条 第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度にお いて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

改正後

額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に 規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び 第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過 誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入すること を委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金 給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節にお いて同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ り徴収することが 著しく困難であると認められるものとして次に掲げる ものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額 を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。)の合算額(当該納税 義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収する場合 には 、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下 この条及び第35条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下こ の節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初 日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等 年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収 する。

- (1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の 区市町村の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条 第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (2) 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度にお いて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

改正後

前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴2 収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第 1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの 間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ り特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額 は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後におい て到来する第28条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期 において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、 普通徴収の方法によつて徴収するものとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替え2 て進用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は 年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこ ととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区 に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収 税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴 収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を 含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金がある ときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

(種別割の税率)

前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴 収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第 1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの 間に到来するものにおいて普通徴収の方法により、徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

|第35条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321||第35条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321| 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ り特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額 は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後におい て到来する第28条第1項の納期がある場合には そのそれぞれの納期 において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、 普通徴収の方法により 徴収するものとする。

> 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替え て準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は 年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこ ととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区 に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収 税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴 収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を 含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金がある ときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号 に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及 び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係 過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付 し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定める額とする。

改正後

(1) 原動機付自転車

について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す) るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5 メートル以下の3輪のもの

を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格 出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - (i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

- (1) 原動機付自転車
 - 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
 - のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 2,000円
 - が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの、 側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5 メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運 輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付 自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格 出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - (i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

- (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
- イ 小型特殊自動車
 - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
 - (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

- 第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。
- 3 <u>第38条</u> 第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車また は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交 付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなけれ ばならない。

改正後

- (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
- イ 小型特殊自動車
 - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
 - (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

- 第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。
- 3 第38条の2第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車また は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交 付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなけれ ばならない。

- 4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める 場合を除き、営業者1人について1枚とする。
- 5 区長は、第1項または第2項の規定により交付を受けた標識について 必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を 行なうことができる。
- 6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合においては、その標 識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載し た証明書を交付するものとする。
- 7 第1項、第2項または第5項の規定により交付を受けた標識は、第8 7 第1項、第2項または第5項の規定により交付を受けた標識は、第8 Ⅰ 項または第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、 これを当該原動機付自転車または小型特殊自動車の車体の見易い個所に 常に取り付けていなければならない。
- 8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後におい て当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等 でなくなつた者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、 当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 9 第2項または第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、 当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在 しないこととなったとき、または当該原動機付自転車または小型特殊自 動車を所有しないこととなつたとき若しくは当該原動機付自転車または 小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事 実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返 納しなければならない。
- 10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定める ところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 11 第1項、第2項、第3項または第5項の標識の交付を受けた者は、そ の標識をき損し若しくは亡失し、またはま滅したときは、直ちに、その 旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合に

- 4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める 場合を除き、営業者1人について1枚とする。
- 5 区長は、第1項または第2項の規定により交付を受けた標識について 必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を 行なうことができる。
- 6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合においては、その標 識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載し た証明書を交付するものとする。
- 項または第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、 これを当該原動機付自転車または小型特殊自動車の車体の見易い個所に 常に取り付けていなければならない。
- 8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後におい て当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等 でなくなつた者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、 当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 9 第2項または第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、 当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在 しないこととなったとき、または当該原動機付自転車または小型特殊自 動車を所有しないこととなつたとき若しくは当該原動機付自転車または 小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事 実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返 納しなければならない。
- 10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定める ところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 11 第1項、第2項、第3項または第5項の標識の交付を受けた者は、そ の標識をき損し若しくは亡失し、またはま滅したときは、直ちに、その 旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合に

おいて、当該標識のき損または亡失がその者の故意または過失に基づく ときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 第1項、第2項、第3項または第5項の標識は、これを譲渡し、貸し 12 第1項、第2項、第3項または第5項の標識は、これを譲渡し、貸し 付け、または不正使用してはならない。

(たばこ税の申告納付の手続)

- |第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節||第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節 において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から 末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当 該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除をう けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載 した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告 に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 よる納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申 告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造 たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。
- が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる - 月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲 - - 月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき 申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定 による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月

改正後

おいて、当該標識のき損または亡失がその者の故意または過失に基づく ときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

付け、または不正使用してはならない。

(たばこ税の申告納付の手続)

において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から 末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当 該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除をう けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載 した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告 に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式に よる納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申 告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造 たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等 が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき 申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定 による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月

改正前 10月及び11月

12月 10月及び11月 12月

- 規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。
- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第15 項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納 期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの 期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、 施行規則第34号の2の5様式 による納付書に よつて納付しなければならない。

(たばご税に係る不足税額等の納付手続)

- 基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、 不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、 施行規則第34号の2の5様式 による納付書に よつて納付しなければならない。
- る納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日ま

次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の 規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。

改正後

- 4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行 規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。
 - 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納 期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの 期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、 施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書に よつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

- |第52条| たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に||第52条| たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に| 基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、 不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、 施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書に よつて納付しなければならない。
- 2 前項の場合には、その不足税額に第51条の3第1項又は第2項に規定す2 前項の場合には、その不足税額に第51条の3第1項又は第2項に規定す る納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日ま

での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

- 第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含 す。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第 1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの 申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認 めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の 所得割の額を免除する。
- る場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る 和税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事 項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割 の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5 第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則 第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用に3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用に ついては、同項中「第18条から前条まで」とあるのは、「第18条から前条 まで及び付則第4条第2項」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

|第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用す る場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以 下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第4条の8第3項 改正後

での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

- 第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書 (その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含 む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第 1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの 申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認 めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の 所得割の額を免除する。
- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定す2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定す る場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事 項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割 の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5 第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則 第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
 - ついては、同項中「第18条から前条まで」とあるのは、「第18条から前条 まで及び付則第4条第2項」とする。

改正後

において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の 規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- |第4条の4の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章|第4条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2| 第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収 の例により、行うものとする。
- 2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446第1項(同条第2項又は第 3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき は、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通 大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするもの とする。
- 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の3 環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第 4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限(納期限) の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合に おいて、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者 が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交 通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大 臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者 又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法酬 則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に 規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなし て、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能 4

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例 により、行うものとする。
- 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446第1項(同条第2項又は第 3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき は、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通 大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするもの とする。
- 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の 環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第 4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限(納期限 の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合に おいて、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者 が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交 通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大 臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者 又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附 則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に 規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなし て、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
 - 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能

割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の 1	100分の0.5
第2号	100分の 2	100分の 1
第3号	100分の3	100分の 2

- 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に - 限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とある| 限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とある| のは、「100分の2」とする。
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽 自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の 2 | とあるのは、「100分の1 | とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

|第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽<mark>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽</mark> 自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8 「項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 「項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 「項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 「可までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る 14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る 第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	8, 200円
	10,800円	12,900円
第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	4,500円

改正後

割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	31号 100分の1	
第2号	100分の 2	100分の 1
第3号	100分の3	100分の 2

のは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4 第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	8, 200円
	10,800円	12, 900円
第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	4,500円

		5,000円	6,000円			5,000円	6,000円
2	法附則第30条第2項第1号及	び第2号に掲げる39	輪以上の軽自動車に対	2	法附則第30条第2項第1号及	び第2号に掲げる3	<u>輪以上の軽自動車</u> に対
す	っる第39条の規定の適用につい	ては、当該軽自動車	が令和2年4月1日か	J	する第39条の規定の適用につい	ては、当該軽自動車	が令和4年4月1日な
È	<u> </u>	初回車両番号指定を	受けた場合には令和3	È	ら令和8年3月31日までの間に	初回車両番号指定を	·受けた場合には <u>、当</u> 記
<u>年</u>	三度分		の軽自動車税の種別	<u>老</u>	切回車両番号指定を受けた日の	属する年度の翌年度	分の軽自動車税の種別
害	可に限り、次の表の左欄に掲げる	る同条の規定中同表の	中欄に掲げる字句は、	害	割に限り、次の表の左欄に掲げる	る同条の規定中同表の	の中欄に掲げる字句は
そ	これぞれ同表の右欄に掲げる字	句とする。		7	それぞれ同表の右欄に掲げる字	句とする。	
	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円		第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
	第1項第2号ア(ウ) (i)	6, 900円	1,800円		第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	1,800円
		10,800円	2,700円			10,800円	2,700円
	第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	1,000円		第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	1,000円
		5,000円	1,300円			5,000円	1,300円
3	法附則第30条第3項第1号及	び第2号に掲げる法	 :第446条第1項第3号				
13	ご規定するガソリン軽自動車(以下この条において	「ガソリン軽自動車」				
ع	: いう。) のうち3輪以上のも <i>の</i>	りに対する第39条の規	見定の適用については、				
= =	á該ガソリン軽自動車が令和 2:	年4月1日から令和	3年3月31日までの間				
13	二初回車両番号指定を受けた場	合には令和3年度分の	の軽自動車税の種別割				
13	こ限り、次の表の左欄に掲げる	同条の規定中同表の	中欄に掲げる字句は、				
7	れぞれ同表の右欄に掲げる字	<u>句とする。</u>					
	第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円				
	第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	3,500円				
		10,800円	5,400円				
	第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	1,900円				
		5,000円	2,500円				
4	法附則第30条第4項第1号及	び第2号に掲げるガ			•	<u> </u>	
3	3輪以上のもの(前項の規定の	適用を受けるものを	· 除く。)に対する第39				
<u> </u>	その規定の適用については、当	該ガソリン軽自動車	が令和2年4月1日か				

ら令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3

		改正前		改正後	
4	年度分の軽自動車税の種別割に	限り、次の表の左欄に掲げ	ずる同条の規定中		
1	司表の中欄に掲げる字句は、そ	れぞれ同表の右欄に掲げる	る字句とする。		
	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円		
	第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	5,200円		
		10,800円	8,100円		
	第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	2,900円		
		5,000円	3,800円		
5	法附則第30条第2項第1号及	 び第2号に掲げる3輪以_	 上の軽自動車のう		

- ち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽 自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽 自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。
- 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自 家用の乗用のものを除く。) に対する第39条の規定の適用については、当 該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当 該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日か ら令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4

- 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車|3 - 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソ (営業用の乗用のものに限る。)に対する第39 リン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39 条の規定の適用については

年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和5年度分 の軽自動車 税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3 年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- |第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動 車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。) に基づき当該判断をするものとする。
- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があること 2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があること を第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された を第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された |納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土 | 納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土 | 交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をし た者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不 正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由とし て国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもの。て国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもの

改正後

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア - (イ) 中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) (i) 中「6,900 円」とあるのは「3,500円」とする。

|8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車|4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車| (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第39条の規定の適用については

> 、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度 分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とある のは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則 同じ。) に基づき当該判断をするものとする。
- 交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をし た者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不 正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由とし

であるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在にお ける当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車 税の種別割に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。

額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る区民税の課税の特例)

- |第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割|第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。) に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
 - (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
 - (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限2 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因

であるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在にお ける当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車 税の種別割に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の 額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。

> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る区民税の課税の特例)

- の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額

ア 48万円

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因

となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受け るときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための 譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しな いものとみなす。

となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第一の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受け るときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための 譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当した いものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第20条の2第2項並びに第27条の見出し及び同条第1項の改正規定、 同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条、第35条、第35条の2 及び第35条の6の改正規定並びに付則第4条の4の2の改正規定(同条第 4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。) 及び付則第 6条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項(この条 例による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第 6条第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (区民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定